

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正に係る
意見募集について

平成 21 年 12 月 11 日
社団法人 投資信託協会

1. 改正の目的

東京証券取引所等の国内取引所において行われた制度改正への対応及び会社法等への平仄を合わせることを目的として、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等について所要の整備を行うこととする。

2. 募集期間

平成 21 年 12 月 11 日より平成 21 年 12 月 25 日(午後 5 時)まで

3. 主な改正の内容

(1) 株式併合を行った株式の評価規定を新設

(規則第 2 条第 2 項、細則第 2 条、委員会決議第 1 の 5)

東京証券取引所等の国内取引所において、株式併合を行った株式について実施していた期間売買停止措置が廃止され、権利落日においても売買が行われることになったことから、当該権利落日に最終相場がない場合の評価規定を新設する。

(2) 株式無償割当てを行った株式の評価規定を新設 (委員会決議 1 (1)、3 (1))

会社法において創設された株式無償割当てについて、当該割当てを行った株式 (同一種類の株式を割当てする場合のみ) が権利落日に最終相場がない場合の評価規定を新設する。

(3) その他会社法等の制度変更に伴う整備

(規則第 9 条、第 10 条、細則第 2 条、委員会決議第 1 の 1 (2)、3 (2)、6 (2)、7 等)

- ① 配当差額が生じる場合の評価規定の整備
- ② 資本減少を行った株式の効力発生日に最終相場がない場合の評価規定の削除
- ③ 株式分割による発行日決済取引を行った株式の評価規定の整備 等